

教育支援体制整備事業費交付金〈新型コロナウイルス対応〉

令和2年度3月11日
初等中等教育局幼児教育課振興係

	質問	回答
1	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園（新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む）、公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、国立幼稚園です。
2	事業完了はいつまでか。	納品及び支払いまで原則年度内に完了してください。 しかし、支払いについて年度内に完了が難しい場合は、4月10日までに文部科学省に実績報告書を提出いただくこととなっておりますのでそれまでに支払いを完了していただければよいです。
3	業者に委託する場合は対象となるのか。	要綱において委託費も交付対象経費としていますので、対象としていただいて構いません。（念のため、各自治体の要領・要綱の記載もあわせてご確認ください。）
4	配送料は対象となるのか。	配送料として物品購入とは別契約とする場合は対象外となります。 購入の際に納品先を園とすることや、購入・配布を特定の業者に委託することなど、一本の契約で対応していれば補助対象として良いです。
5	マスク等について、来年度に使用する分として、今年度に購入する分は補助対象となるのか。	令和元年度中に使用が想定される分が対象となります。 令和2年度以降の使用を目的とした分については、補助対象とはなりませんのでご注意ください。
6	来年度に使用する分も含めて一括して購入する場合、全て補助対象に含めてよいか。	契約・支払い金額が明確に分けられ、今年度分を特定できるのであれば、その分を補助対象として計上して良いです。分けられないのであれば、購入等の契約を分けてください。
7	新型コロナウイルス感染症対策の事業について繰越が認めらるか。	認められません。
8	保健衛生用品に関して消毒液がない場合に漂白剤等別の物品を購入してもよいか。	アルコールの代替として漂白剤等を使用している場合など、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入であれば、補助対象となります。
9	追加交付をする場合「1施設40千円」となっているが、これは1施設に関する上限が40千円ということか。	都道府県や市町村の総額の考え方であり、各施設の上限ではありません。 （例えば、総額80千円で、A園用に20千円、B園用に60千円ということも可能です。）
10	すでに遊具等で2,000千円の交付申請があった施設にも配布してよいか。	可能です。
11	3月10日付で通知が送られてきたが、その前に都道府県及び市区町村が購入した保健衛生用品は対象となりますか。	2月27日以降に都道府県及び市区町村が令和元年度中に使用する分として購入したと整理できるものは対象となります。なお、都道府県等の要領を改正する際には、適用日を遡るなどの対応が必要です。